

人生の仕舞い方

よりこ
武藤頼胡の

今週は相続の続きで「法定相続人」について紹介します。相続が発生したとき、最も優先されるものが遺言です。話し合って、まとまらない場合に、民法で「この人たちにこのくらいずつ分ける」ことが示されます。それが法定相続人と法定相続分です。

配偶者は必ず、法定相続人になります。次いで優先順位の高い人が、法定相続人になります。

伯母に相続権ある?

配偶者以下の法定相続人の優先順位と関係性(血族)

1位	子どもおよび代襲相続人
2位	両親など直系尊属
3位	兄弟姉妹および代襲相続人



子がいる以上は無し

となり、兄は関係ありません。優先順位が1位の人がいたら、後の順位の人はいたとしても、法定相続人にはなれないのです。優先順位が1位の人がいない場合に、初めて2位が繰り上がります。

先日、60代の婦人から質問が

理事

(次回は18日付)

す。
代襲相続とは、相続が起きた時点で例えば子が先に亡くなっている場合、そのさらに子、要是孫が、代襲相続の権利者となります(孫の後はひ孫、その後は、やしゃごとなります)。直

系尊属とは父母、祖父母など自分の世代より前の直通する親族のことです。
私の場合、両親は亡くなってしまった場合、伯母は法定相続人になりますか」とのことでした。母の相続人には、優先順位にて兄がいます。離婚していく夫はいませんが、子が3人います。私の法定相続人は3人の子

が1位の子がいます。伯母は3位ですが、1位の人がいる以上は法定相続人にはなれません。何度も言いますが、話し合いの時点では分け方は自由です。伯母に財産をあげることを皆が承認すれば可能です。相続の基礎を知ることは、自分の残したものの中の実現の一歩です。(終活力ウンセラーアカデミー代表